

いじめから子どもを守る

室蘭市いじめ防止基本方針

室蘭市・室蘭市教育委員会

(令和4年9月改訂)

はじめに

「子どもの命を守る」

これが、室蘭市のいじめ防止対策の最優先、最重要の目的であり、私たちは室蘭市内の小中学校の子ども全員の命の輝きをつなぎ、いじめにより命を落とす子どもを1人も出さないために、その防止に全力で取り組みます。

いじめは、子どもたちの生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるのみならず、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を奪い、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもので、根絶する必要があります。

北海道内においても、大切な命が失われる重大な事態が発生しており、室蘭市ではこのことを自分事ととらえ、どうすれば命を守ることができたのか、必要な取組は何かを子どもたちと一緒に考え、いじめ防止対策の効果を見極め、歩みを止めることなく、常に子どもたちに向き合います。

室蘭市教育施策の大綱の教育目標は「一人ひとりが夢を持ち、新たな時代に挑戦する力、生きる力を育む」ことであり、この実現に向け、いじめのない学校を目指していきます。

いじめのない学校づくりの実現のためには、子どもたちが自分のことを好きになることとともに、教師が全ての子どもの良いところを認め、自尊感情を育むことが重要です。さらには、家庭、地域も、子どもたちの心に寄り添い、見守ることで、学校以外にも、子ども達の居場所となる環境をつくることが求められます。

この「室蘭市いじめ防止基本方針」では、いじめ防止対策等を通じて、学校、家庭、地域、その他の関係機関が一体となって、いじめのない学校、地域を目指していきます。

目 次

はじめに

第1章 いじめ防止の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 室蘭市いじめ防止基本方針策定の目的
- 2 いじめの定義及び基本的理解
- 3 いじめの解消
- 4 いじめの防止

第2章 いじめ防止の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- 1 室蘭市の取組
- 2 教育委員会の取組
- 3 学校の取組
- 4 児童生徒の取組
- 5 保護者の取組
- 6 地域の取組
- 7 いじめ防止にかかわる取組の点検と見直し

第3章 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

- 1 重大事態の発生と調査・報告
- 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

資料

- 1 いのちのメッセージ
- 2 子どもたちのかけがえのない命を守るために（リーフレット）

第1章 いじめ防止の基本的な考え方

1 室蘭市いじめ防止基本方針策定の目的

いじめを完全になくすことは難しいことなのかもしれないが、室蘭市の児童生徒がいじめによって辛く悲しい思いをすることがないように、児童生徒を取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない行為である」、「いじめはどの子でも加害者にも被害者にもなりうる」、「いじめはどの学校でもどの集団でも起こりうる」との意識を持ち、いじめの問題への対策について役割と責任を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら、室蘭市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

そして、「子どもの命を守る」ためのいじめの防止及び解決に向けた基本事項、取組等を定めるものである。

2 いじめの定義及び基本的理解

(1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第2条)

法第2条では以下のとおり定義している。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係(※1)にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響(※2)を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

(2) いじめについての基本的理解

「けんか」や「ふざけ合い」「いじり」がいじめに該当するか否かの判断は、第一に、被害児童生徒の立場に立って行うことが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、時間をかけよく話を聞き、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、確認する必要がある。

インターネット上で悪口や誹謗中傷を書かれた児童生徒について、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、適切な対応が必要である。いじめの定義の理解が不十分であることが不適切な初動対応につながっていることが多く、この定義を児童生徒はもとより市民全体が理解できるよう取組を進め、家庭や地域においてもいじめを見逃さない体制づくりに努める。

また、相手のことを思い行った行為が、意図せず相手の児童生徒の心身に苦痛を与えたような場合、すぐに加害者が謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を築けた場合等においては、「いじめ」という言葉を使うことなく指導するなど、柔軟な対応は可能である。

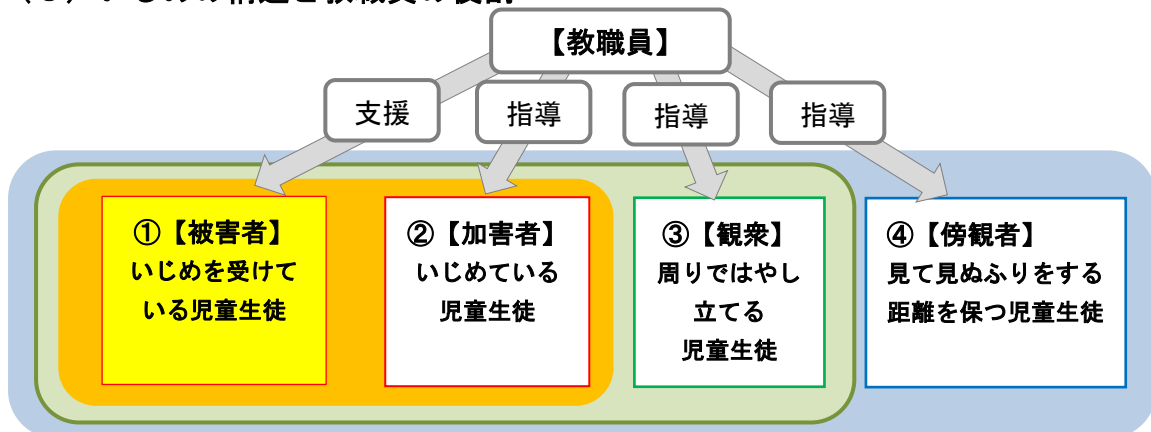
ただし、法が定義するいじめに該当するので、校内いじめ対策組織への報告、情報共有は必要である。

具体的ないじめの態様例

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※国の「いじめの防止等のための基本方針」より

(3) いじめの構造と教職員の役割



いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。国立教育政策研究所の調査から、いじめは多くの児童生徒が被害も加害も経験することがわかっている。例えば、「暴力を伴わない」いじめであっても生命や身体に重大な危機を生む場合があることを理解しなければならない。

いじめは、「被害者」「加害者」だけでなく、児童生徒の所属集団の問題でもあり、いじめをはやしたてたり、おもしろがったりする「観衆」や、いじめを見て見ぬふりする「傍観者」の存在が影響を与えるという構造を理解しなければならない（いじめの四層構造）。

観衆や傍観者の立場にいる児童生徒は、結果としていじめを助長していることになり、また、多くの児童生徒が被害者としてだけでなく、加害者としても巻き込まれることや、被害者と加害者の関係が比較的短期間で入れ替わる場合もある。こうしたことを踏まえ、いじめの解決に向けては、傍観者が、仲裁者、通報者、シェルター（避難所となる味方）と変われるような指導を行うなど、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努めるものとする。また、いじめの早期発見や、発見後の対策等の検討に際し、傍観者からの情報収集が効果的であり、重要な要素となる。

いじめの兆候を発見した際の教職員の役割として、被害者の苦痛を取り除き、徹底して守り抜くための支援を行うとともに、加害者に対して直ちにいじめ行為をやめさせる指導が初期対応として最も重要である。教職員は、上記のいじめの四層構造を理解した上で、いじめの未然防止・早期発見・適切な事案対処に取り組んでいく。

① 被害者に対して

まずは、被害者の立場に立ち、そのつらい気持ちを受け止める。事実を確認するとともに、「最後まで徹底的に守り通す」という姿勢を示す。

② 加害者に対して

いじめの背景にも目を向け、成長支援という観点を持って指導する。心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強く指導する。

③ 観衆・④傍観者に対して

いじめを当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。さらに、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度を全体に示すだけでなく、はやし立てたり、見て見ぬふりしたりする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。

教職員からの指導と支援については、児童生徒との間に信頼関係があることが基本となる。また、教職員の言動や働きかけによって、児童生徒を傷つけることのないように配慮することが大切である。

(4) HSCや発達障がいを持つ児童生徒等への理解

HSC（※3）や発達障がいを持つ児童生徒は集団への適応を苦手とすることも多く、その発達状況や特性により、いじめの被害者となるばかりでなく、加害者となることも考えられることから、その特性を十分に理解して対応することが重要である。そのため、「学校いじめ対策組織」（※4）等により、学校全体で情報共有するとともに、保護者と共通の認識を持ち、連携することが重要である。

また、HSCのように、感覚や人の気持ちに敏感で傷つきやすい児童生徒の多くは第三者の態度や言動にも敏感であり、その行為をいじめと感じたり、教職員の言動にも心身の苦痛を感じることもあることも想定されるため、適切な配慮をする必要がある。

※3 言動等に敏感・繊細で感受性の高い気質を持つ子ども。

※4 「学校いじめ対策組織」とは、各学校において、被害児童生徒及び保護者のケアと、加害児童生徒の指導を組織的に推進するためのもの。その構成員は、主に管理職・指導部長・養護教諭・担任・学年主任等。

3 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況等、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間と

は、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は「学校いじめ対策組織」(※4)の判断により、更に長期の期間を設定するものとする。教職員等は、相当の期間が経過するまでは、被害児童生徒及び加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、それらの状況を鑑み判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるかについて、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

その際、被害児童生徒本人が苦痛を感じていないとした場合であっても、その保護者の聞き取りに加え、学校での生活状況や他の活動等における活動実態の把握に努め、「学校いじめ対策組織」において、慎重に判断する必要がある。また、状況に応じてスクールカウンセラーなどの専門的な知見も活用しながら判断する。

上記の「いじめが解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 いじめの防止

いじめを防止するための基本となる方向性を次のとおりとする。

- いじめは、どの学校にもどの児童生徒にも起こりうるものであるという認識の下、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないう、社会全体で「いじめを起こさせない」よう未然防止に努める。
- 児童生徒が、「いじめは決して許されない行為」であると強く認識し、また、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚できるようにすることが重要である。
- 児童生徒の健全育成を図り、「いじめのない社会」を実現するために、学校、保護者、地域、市民等がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に連携して取り組む必要がある。

(1) いじめの未然防止

全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作らなければならない。このため、学校内外の活動全体を通じ、地域や関係機関と連携して全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、心の通う人間関係を構築する能力を養っていく。また、いじめの背景にあるストレスに適切に対処できる力の育成や自己有用

感を感じられるような環境づくりに、関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。

更に、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われることから、それらに極力対応できる体制を構築していく。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見のためには、児童生徒の些細な変化に気付く力を高める必要がある。また、遊びやふざけあいを装って行われるなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われていることを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階から状況を見極め積極的にいじめの認知をすることが必要である。さらに、いじめの早期発見のためには、定期的なアンケート調査や「嫌な思いをしている」などの記載があった場合の速やかな面談の実施等によるフォローアップ体制の充実を図るなど、児童生徒がいじめを訴えやすい状況を整えることが必要である。

(3) いじめの適切な対処

いじめを認知した場合、直ちに被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。加害児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、学校いじめ対策組織にて状況等の確認を図りながら、その保護者と情報を共有して個別に指導を行い、いじめの定義の理解を促し、非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど、組織的に対応する。また、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

(4) 家庭や地域との連携

家庭、地域、学校が一体となって児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域の見守り活動時に散見される気になる行動や家庭内での生活実態等の情報交換を行えるようコミュニティ・スクール（学校運営協議会）において、PTAや地域の関係団体と学校関係者が連携する。また、相談窓口等の周知を図り、相談や情報共有のチャンネルを増やしていく。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題の対応においては、関係の児童生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。平素から、学校、教育委員会、市関係各課、警察、児童相談所等との定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有の更なる充実に努める。発達がいを持つ児童生徒の場合には、スクールカウンセラーによる対応のほか、専門の医療機関との連携が必要なケースもあり、状況に応じた連携・情報共有を可能とする関係性を普段から構築していく必要がある。

第2章 いじめ防止の取組

1 室蘭市の取組

市基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進するため、教育委員会や関係機関と連携し、教育委員会等のいじめ防止対策の取組を支援する。

(1) 青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、室蘭警察署その他の関係者により構成される「青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」を置く。(法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」及び地方青少年問題協議会法第2条第1項に規定する「青少年問題協議会」の両方の役割を担う。)

【 室蘭市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会条例に基づく組織構成 】

市長、市議会議員、教育長、保健福祉部長、警察署、児童相談所、家庭裁判所、PTA連合会、保護司会、青少年健全育成推進協議会、民生委員、児童委員協議会、女性団体連絡協議会、小中学校養護会、高等学校生徒指導連絡協議会、町内会連合会、社会福祉協議会、要保護児童対策地域協議会 (令和4年7月現在)

(2) いじめ調査委員会の設置 (非常設)

教育委員会から「いじめ重大事態 (第3章の重大事態)」の調査結果の報告を受けた市長が、更なる調査が必要だと判断したときに、重大事態の再調査を実施する「いじめ調査委員会」を置く。(法第30条第2項に規定する「地方公共団体の長の附属機関」として非常設)

【 いじめ防止対策審議会及びいじめ調査委員会条例に基づく組織構成 】

医療従事者、学識経験者、いじめ防止等に関する知見を有する者、その他のうちから5人以内とする。重大事態が発生し、いじめ防止対策審議会の調査を受け、市長が更なる調査が必要だと判断したときに設置する非常設の組織とする。

※上記(1)「青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」及び(2)「いじめ調査委員会」については市長権限の事務であるが、教育委員会との協議により事務の効率化のため教育委員会の職員が補助執行する。(室蘭市補助執行規則)

2 教育委員会の取組

(1) いじめ防止対策審議会の設置

次の2つの役割を担う教育委員会の附属機関「いじめ防止対策審議会」を置く。

- ① 教育委員会と「青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」(法では「いじめ問題対策連絡協議会」との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため教育委員会の附属機関

(法第14条第3項)

- ② いじめ重大事態（第3章の重大事態）に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生防止等に資するため、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う組織
(法第28条第1項)

【 いじめ防止対策審議会及びいじめ調査委員会条例に基づく組織構成】

医療従事者、学識経験者、いじめ防止等に関する知見を有する者、その他のうちから5人以内で、教育委員会が委嘱する。

(2) いじめの未然防止・早期発見等に関すること

- ① いじめの防止等のための児童生徒の主体的な活動の推進
- ・むろらん子どもサミットの開催（夏季休業中）
 - ・胆振生徒指導強調月間における取組（1～3月）
- ② 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実
- ③ いじめの早期発見のための定期的な調査等の実施
- ・連続5日、累積15日以上欠席児童生徒についての「欠席状況報告書」（随時）
 - ・「欠席状況報告書」を提出した児童生徒についての「欠席状況シート」（毎月）
 - ・年5回以上のいじめアンケート調査の実施
(5月・7月・9月・11月・2月)
 - ・いじめの対応状況の調査
(6月・9月・12月)
 - ・いじめの問題への取組状況の調査
(6月・12月)
- ④ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び啓発活動、調査研究等
- ・北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動の実施（通年）
 - ・ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール等業務による情報提供
 - ・児童生徒・保護者啓発資料「室蘭市携帯・スマホ三ヶ条」等の配布
 - ・「いじめ根絶メッセージコンクール」への参加
 - ・教育委員会や教育研究所による調査、啓発資料の作成・配布
 - ・携帯電話事業者との連携・講座等の実施
 - ・室蘭警察署々員による新入生説明会等における啓発依頼
- ⑤ いじめに関する相談体制の整備
- ・全中学校区へのスクールカウンセラーの配置
 - ・心の教室相談員の配置
 - ・スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置
 - ・教育委員会や室蘭市教育サポートセンターくじらんにおける相談業務の実施
 - ・北海道教育委員会等各機関相談窓口の周知
 - ・学校における相談体制の周知
- ⑥ 児童生徒の規範意識を養うための取組
- ・室蘭市幼保小連携推進会議（7地区部会）
 - ・教育委員会や教育研究所による啓発資料の作成
- ⑦ 関係機関、学校、家庭、地域社会等との連携強化
- ・室蘭警察署、室蘭児童相談所、札幌法務局室蘭支局
 - ・少年補導センター、小中学校教護会、医療機関
 - ・各地区児童生徒の安心・安全を守る推進協議会、各町会等地域パトロール隊、

青少年健全育成推進協議会

・学校施設利用団体（スポーツ少年団やスクール児童館）

（3）学校への指導・助言

教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、問題を隠すことなく、その実態把握や対応がなされ、日頃からの児童生徒理解やいじめの未然防止や早期発見、適切な事案対処について組織的に取り組んでいるか等について評価するとともに、必要な指導・助言や援助を行う。

（4）いじめが改善しない場合の対応

教育委員会は、いじめについて学校からの報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示する。被害児童生徒を守るために、加害児童生徒と保護者への指導を行った上で、改善しない場合は、傷害には至らなくとも一定の限度を超えて心身の苦痛を与える行為に関しては、集団的な学習活動への参加についての制限や出席停止を命ずる等、必要な措置を講ずる。

（5）その他の事項

教育委員会は、市基本方針の内容について、「いじめ防止対策推進法」に基づく国の「いじめの防止等のための基本方針」や、「北海道いじめの防止等に関する条例」及び「北海道いじめ防止基本方針」に基づく対応等を踏まえ、必要があるときは、適宜、必要な修正や措置を講じる。

3 学校の取組

（1）教職員が手本となる

管理職は、校内で困っている人や自己主張が苦手な人に対して積極的に声かけを行うとともに、職場内に立場の強い教職員や弱い教職員を作らないことが子どもたちの安心・安全な学校づくりの土台となる。児童生徒から見て、先生方は、「仲が良く、連携して育ててくれている」という状況を形成することが、いじめ防止の大前提である。

また、いじめ防止において重要なことは、教職員と児童生徒との関係性であり、普段から児童生徒が相談しやすい環境づくりに努めるとともに、安心して相談できるという関係性を築くことが必要である。

児童生徒との関係性の構築についても、教職員が単独で行うものではなく、学校いじめ対策組織において、全ての教職員が共通認識を持ち、学校全体で児童生徒の安心感の醸成に努めるものであり、特定の教職員の負担としてはならないものである。

さらに、教職員が児童生徒を傷つけることは絶対にあってはならないが、教職員の日常の言動が児童生徒を傷つけることがあること、そこからいじめに繋がる可能性があることを、常に意識することが必要である。

(2) 学校の指導体制

いじめが疑われるような事案が発生した場合は、生徒指導部長を中心としたいじめ防止対策会議を速やかに開催し、早期対応にあたる。対策会議のメンバーは事案に応じて柔軟に編成し、対処プランや役割分担を確認した上で組織的な対応を図る。

(3) 学校いじめ対策組織

組織として対応するために校長が中心となり、市いじめ基本方針を基に各学校でいじめ基本方針を作成する。その「取組や評価・検証」、「いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報収集と関係児童生徒への事実関係の聞き取り」、「時系列による記録と迅速な情報共有」、「指導や支援の方針と体制の決定」、「保護者との連携」した取組を行うために、組織メンバーが常に共通理解を持ち、必要な措置を講ずる。

(4) いじめを起こさせない取組 < 未然防止 >

① 学校いじめ基本方針の周知

学校は、年度方針会議等の場において、いじめの定義や重大事態への理解を徹底するとともに、担任が抱え込まずにチームで対応すること、いじめへの対処方針や指導計画等を明確にする。

入学式やPTA総会、学級懇談、新入生説明会等、保護者の集まる場面や学校だよりにより、いじめの定義や学校の方針を児童生徒や保護者に周知し、共通理解を図る。

また、町内会や自治会、地域関係団体に対してもいじめの定義やの周知を図り、地域ぐるみで児童生徒たちを見守っていただくよう協力を依頼する。

② 授業改善によるわかる授業づくり

いじめ等の問題の背景には勉強がわからないことに対するストレスが隠れている場合も考えられる。学校は、わかる授業づくりや個別最適な学びへの取組を進めることで、必要以上に勉強に対する児童生徒のストレスが高まることのないよう努める。

また、児童生徒一人一人が活躍できるよう、生徒指導の三機能（自己決定・自己存在感・共感的人間関係）を生かした授業を行う。

③ 特別活動 豊かな人間関係づくり

児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、好ましい人間関係づくりを基礎に豊かな自己有用感を育む学級づくりを行う。全ての児童生徒が安心して、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者とのつながりが感じられる「絆づくり」の取組を進める。

教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つという認識の下、児童生徒一人一人についての多角的な理解を深めるとともに、全教育活動において、児童生徒との信頼関係の構築に努める。

④ 特別の教科 道徳を要とした道徳教育の充実

全ての児童生徒が正義と勇気に目覚め、思いやりの心に満ちた自浄力のある学級づくりを進められるよう、特別の教科道徳の指導内容を重点化し、日ごろから計画的

に「思いやり」「信頼」「友情」「生命尊重」等の指導の充実を図る。年間指導計画の見直しを図り、児童生徒の心に響く特別の教科道徳となるよう工夫・改善を図る。

⑤ 多角的な児童生徒理解

問題行動を未然に防ぐため、児童生徒の現状に加え、それらの背景にある思いや感情等について共感的な理解に努め、児童生徒の心に寄り添った対応を図る。

⑥ 規範意識の醸成

児童生徒が規律ある学校生活を営むことができるよう、学級担任だけでなく全教職員の共通理解・共通行動を基に規範意識の醸成を図る。その際、児童生徒自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動するという自律性を育む。さらに、他者の生命や安全を脅かすような問題行動・非行行為については、学校組織として毅然とした対応を図る。日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていくこうとする力を育てる。いじめ問題の根本的な解決に向けて、全ての児童生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心等を育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。

⑦ 児童会や生徒会による主体的な活動の推進

近年、児童生徒の対人関係や社会性等の社会的スキルの不足が、いじめや不登校を含めた問題行動の一因となっていることが指摘されている。このような状況を踏まえ、学校は、望ましい人間関係を築く力や社会性を育むために、生徒会や児童会を中心として、自ら考え行動する活動の推進を図る。

⑧ いじめの対処等に係る校内研修の実施

学校は、いじめ問題に対し適切に対応することができるように、以下の内容について校内研修を実施する。

- いじめの定義、重大事態についての理解
- 学校いじめ基本方針の共通理解
- よりよい児童生徒理解の在り方
- いじめの未然防止、早期発見、適切な事案対処
- いじめの重大事態への対処
- 生徒指導の3機能を活かした授業改善
- SOSの出し方教育の実施方法
- 学校いじめ対策組織と組織的な対応
- 生徒指導交流会（配慮を要する児童生徒等の情報交流）
- 携帯電話、スマートフォン、その他インターネットの利用に係る研修

⑨ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童生徒及び保護者が、発信された情報の流通性、発信者の匿名性、画像の記録、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、児童生徒向けに外部講師を招いた講演会や情報モラル教育を行う。さらに、不当な書き込みへの対処方法等についても、関係機関の取組についての周知を行う。

⑩ 地域との連携

いじめ防止ポスターを公共施設や児童館などにも配布し、保護者や地域と協働していじめ問題の早期発見、早期解消に努めるとともにいじめ問題に対する啓発を図る。また、市及び学校のいじめ対策事業について地域や家庭への周知を図るとともにスクール児童館等との連携を強める。

⑪ 地域スポーツ団体等との連携

学校は、学校施設を利用する少年団やクラブチーム担当者とも、いじめ防止にかかわる共通理解と情報共有を図り、地域と連携した対策を推進する。

(5) 小さな変化・兆候を見逃さない取組 < 早期発見 >

① 登校から下校までみんなで見守る

学校は、いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒が発する小さな変化や兆候を見逃すことのないよう、日頃から丁寧に児童生徒理解を図り、いじめの早期発見に努めることが重要である。授業時間はもとより、朝・帰りの会や休み時間、給食時間や掃除の時間等において、児童生徒の表情や仕草、言動、人間関係等の変化や違和感を敏感に感じ取る必要がある。

② 放課後活動・部活動の見守り

日頃から、グループ内で行われているからかいやふざけ合いを軽く考え、見逃してしまうことも少なくない。些細に見える行為でも、表には表れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。特に、中学校1年生は、先輩からの嫌がらせ等を受けていないか、又は、部活動への不安や不満を抱えていないかを全校体制で見守る。

③ 年5回以上のアンケート調査の実施と保存

児童生徒の状況について、定期的に様々な角度から把握することができるよう、質問紙や端末持ち帰りによるオンライン調査を含め、年5回以上のアンケート調査を実施する。アンケートの実施に当たっては、いじめられている児童生徒が安心して回答できるよう、自宅で保護者と一緒に記入し封筒に入れて提出をさせるなど、各小中学校では、その方法や環境に十分配慮することが必要である。

学校は、アンケート調査実施後に教育相談を実施するなど、きめ細やかな対応に努める。また、アンケートの保存期間は、アンケート実施翌年の4月1日より、原則、3年保存とする。なお、重大事態発生時等、児童生徒の事故が起きたときに、実施したアンケート調査の調査票の保管は5年保存とする。

④ 児童生徒と教職員の信頼関係の確立

児童生徒の声が確実に教職員に届くようにするためには、安心して相談できる体制づくりや日常の教育活動を通じて信頼関係を築くことが大切である。日頃から授業中の質問しやすいムードづくりや児童生徒の「よいところを互いに認め合う」ことを大切にしながら、教職員自らが自分を素直に表現し、児童生徒と真摯に向き合うよう心掛ける。

⑤ 教育相談体制の充実

学校では、日常の生活の中での教職員の声かけやチャンス相談等、児童生徒が日頃か

ら気軽に相談できる環境を整える。さらに、対応は学級担任に限定せず、児童生徒の希望を優先し、相談しやすい環境を整備する。全ての児童生徒を対象とした定期的な教育相談週間（月間）を設定し、計画的に個人面談を行う。また、必要に応じて、保護者を交えての面談を行う。教職員とは異なる観点から、児童生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラーの活用や養護教諭との連携を図るとともに、学校の相談体制について児童生徒や保護者に周知する。

⑥ 家庭との連携

いじめの問題や生徒指導上の諸問題については、学校の内外を問わず発生することを踏まえ、学校は「家庭との連携」を重視し児童生徒の情報連携をお互いに密にする。

⑦ 地域との連携

登下校中や休日の児童生徒の様子について、地域パトロール隊や児童生徒を守る推進協議会等の方々（町会、自治会、民生委員等）との日常の情報共有に努める。また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）において「いじめの防止ための取組」を取り上げるなど、情報共有に努める。

⑧ 児童生徒が互いを思いやり、居場所がある学校づくり

いじめの問題においては、児童生徒自身が互いを思いやり、互いの言動や行動の些細な変化に気づき、児童生徒自らの手で早期発見し解決に導くことも重要である。そのためには、互いを思いやる学級風土の醸成とともに、児童会・生徒会による「いじめを許さない意識の醸成」や「誰にとっても居場所がある学校づくり」に向けての創意工夫を生かした取組を積極的に推進する。

⑨ 連続5日、または累積15日欠席した児童生徒の把握と組織的な対応

本市独自の取組として、連続5日、または累積15日欠席した児童生徒について「欠席状況報告書」を教育委員会へ提出することとしている。学校は、児童生徒の欠席日数の推移や原因等を客観的に把握し、欠席の裏にいじめや虐待、ヤングケアラー等の問題が潜んではいないかを見極めつつ作成し、組織的な対応に努める。

⑩ 「SOSの出し方に関する教育」の推進

学校では、学級活動や特別活動、道徳の授業を通して、児童生徒が不安や悩みを抱え、命の危機に直面したとき、誰に、どのように助けを求めればよいか。さらに、「地域には相談できる大人がいる」ことを伝えるなど、SOSの出し方について具体的かつ実践的な方法を伝えていくことが大切である。また、「いじめのサイン発見シート」（文部科学省）の活用と教育相談の充実を図るなど。

⑪ 自殺を防ぐための取組

いじめを起因とする児童生徒の自殺を防止するために、次ページの「自殺予防にかかわるチェックリスト」のような普段とは異なる顕著な行動の変化が現れた場合には、自殺直前のサインとしてとらえる。子どもに関わる大人は子どもの変化を的確にとらえて、自殺の危険を早い段階で察知し、適切な対応を図る。

⑫ 相談窓口の周知

学校は、いじめ問題に関してリーフレット等を活用し、相談窓口の存在を継続的に周知する。また、いじめられた生徒やその保護者が安心して、いじめの事実を訴え、自分の気持ちを話すことができる場として、学校以外にもいじめ相談窓口があることを周知する。

○自殺予防にかかわるチェックリスト

- これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う。
- 注意が集中できなくなる。
- いつもなら楽々できるような課題が達成できない。
- 成績が急に落ちる。
- 不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
- 投げやりな態度が目立つ。
- 身だしなみを気にしなくなる。
- 健康や自己管理がおろそかになる。
- 不眠、食欲不振、体重減少などのさまざまな身体の不調を訴える。
- 自分より年下の子どもや動物を虐待する。
- 学校に通わなくなる。
- 友人との交際をやめて、引きこもりがちになる。
- 家出や放浪をする。
- 乱れた性行動に及ぶ。
- 過度に危険な行為に及ぶ、実際に大怪我をする。
- 自殺にとらわれ、自殺についての文章を書いたり、自殺についての絵を描いたりする。

引用：「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」H21文部科学省

○いじめ相談窓口

主な相談窓口	電話番号・URL	受付時間
子ども相談支援センター (北海道教育委員会)	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日24時間
子どもの人権110番 (法務局・室蘭支局)	0120-007-110	月曜日～金曜日 8:30～17:15
少年相談110番 (北海道警察本部)	0120-677-110	月曜日～金曜日 8:45～17:30
おなやみポスト (北海道教育委員会)	https://www.harp.lg.jp/2urb0cXP	毎日24時間
北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間
室蘭市教育委員会指導班	0143-22-5059	月曜日～金曜日 8:45～17:15
室蘭市教育サポート センターくじらん	0143-45-8620	月曜日～金曜日 8:45～15:00

(6) 被害児童生徒を絶対を守る < 適切な事案対応 >

① 「いじめ対応方針」の作成

「市基本方針」を基に、いじめが発生した場合の「学校いじめ基本方針」(学校独自の対応マニュアル)を作成し、年度当初に教職員の共通理解を図るとともに、学校組織として、迅速かつ適切な対応を図る。以下、方針の基本事項を示す。

【基本事項】

○教職員による観察

○児童生徒・保護者からの相談

いじめの発見

○アンケート、教育相談

○外部からの情報提供

校内組織による対応

◇全校体制で取り組む◇

校長(教頭)、生徒指導主事、学年主任、担任、当該学年教職員、養護教諭、スクールカウンセラー、部活動顧問等 ※事案に応じて、柔軟に編成する。

- ① 情報の整理 ○ いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の児童生徒の特徴
- ② 対応方針 ○ 緊急度や危険度の確認 ○ 事情聴取や指導の際の留意事項確認
○ 指導方針の検討、学年集会、学級指導の企画、保護者への対応等
- ③ 役割分担 ○ 事情聴取(加害者・被害者)と指導担当
○ 周囲の児童生徒と全体指導担当 ○ 保護者、関係機関対応

全体会議(臨時職員会議等)

- 情報の共有 ○ 指導方針の共通理解 ○ 校内的な取組および支援体制

事案対応

- 速やかな報告 ○ 役割分担と対応プランの検討

事実の究明と指導

◇被害児童生徒の立場に立った対応◇

いじめの加害者、周囲の児童生徒への対応

- 徹底して被害児童生徒の味方になる。
- 表面的な変化で判断せず、支援を継続する。

【加害児童生徒】 ○ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

【周囲(傍観者)】 ○ 学級や学年等集団全体の問題として対応していく。

保護者との連携

【被害者の保護者】 ○ 指導方針を説明し理解を求め、指導に誤りがあった場合は謝罪する。

○ 指導経過、児童生徒の様子との定期的な連絡、指導上の連携を図る。

【加害者の保護者】 ○ 事実を伝え、被害児童生徒の心情と学校の指導方針を理解してもらう。

いじめ問題解消に向けた継続的な指導

- アンケートや面談による実態把握
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒による主体的な活動
- 人間関係づくりを目指した取組
- 命を大切に作る心や思いやりの心等、道徳性の育成

適切な事案対処のためのマニュアルの例

発見

児童生徒や保護者からいじめにかかわる報告相談を受けたり、いじめと疑われる事案を発見した場合は、速やかに報告する。
※報告様式を事前に作成し、必要な情報の把握に努める。

メンバー

校長（教頭）、生徒指導主事、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、スクールカウンセラー、部活動顧問等
※事案に応じて、柔軟に編成する。

役割分担

事情聴取：
整理・分析：
まとめ担当：
対応策の検討：
（緊急対策・根本対策）
情報共有・調整担当：

事案対処

対処プラン

内容	対応者	対処内容	目途
被害児童生徒のケア			
加害児童生徒の指導・支援			

- 被害児童生徒の立場と安心を第一に考え、いじめが繰り返されたり、仕返しが起きたりしないような対処を図る。
- 加害児童生徒への指導は、いじめも行為をやめさせるだけでなく、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。

解消

解消の判断は、以下に基づいて判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ③ 児童生徒とその保護者からの聴き取りを行っていること

② 家庭との連携

いじめの問題が発生した場合、その問題の解決状況によることなく、全ての事案について、家庭との連携が重要である。学校は、加害側と被害側それぞれの保護者に対して、経緯や現在の状況、学校での指導方針・指導経過を伝え、問題の早期解決に協力してもらうよう努める。特に、被害児童生徒の保護者に対しては、指導方針の説明とそれに対する理解を得られるようにするとともに、学校の対応状況や対応結果について、適切な報告に努める。加害児童生徒の保護者に対しては、事実を正確に伝えるとともに、被害児童生徒の心情と学校の指導方針の説明及び理解促進に努める。

③ いじめの対処等に係る関係機関との連携

学校は、いじめの未然防止、早期発見、適切な事案対処についての取組を行うに際し、必要に応じて、以下の関係機関等との連携を図る。

- 室蘭市教育委員会指導班によるいじめ対応に係る連携や重大事態の報告窓口
- 北海道教育委員会胆振教育局との情報共有や指導・助言
- 室蘭市教育委員会生涯学習課少年補導センターによる相談指導
- 室蘭市子育て支援課との情報共有や相談
- 室蘭児童相談所への相談や情報共有、通告
- 室蘭警察署への相談、情報提供、通報
- 室蘭市教育サポートセンターくじらんによる相談業務
- 各地区の子どもを守る安全推進協議会との情報共有や見守り協力依頼
- スクール児童館等との情報共有
- 室蘭市教育研究所による研修事業
- 法務局による相談や人権教育
- 医療機関との相談や情報提供依頼

④ 解決が困難ないじめの問題が発生した場合の対応

ア 教育委員会との連携

いじめの問題が発生し、さらに第3章に記載の「いじめの重大事態」に該当する場合や「被害児童生徒が通常の学校生活を送れない状況が継続し、保護者との対応に苦慮している事案」やそれらの兆候が見られる場合は、被害児童生徒を守るよう対応を図るとともに、速やかに教育委員会へ報告する。

イ 警察等関連機関との連携

いじめにより児童生徒の生命または身体の安全が脅かされているような場合や、学校だけの対応では指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合、児童生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童生徒を守るために、早期に警察に相談を申し、連携を図る。いじめの解決に向け、室蘭市教育サポートセンターくじらんや児童相談所等、関係機関との連携についても積極的な検討を行う。

ウ いじめられている児童生徒への支援

解決が困難ないじめの問題が発生し、被害児童生徒が通常の学校生活を送れない状況が続いている場合、学校はその問題の早期解決に全力を尽くすとともに、被害児童生徒の学習や生活について、次のような支援を行う。

- 学校は、速やかに教育委員会へ報告し、学校と教育委員会、関係機関とが一体となって今後の対応策や支援方法について検討を進める。
- 児童生徒が教室に入れない場合は、教室への受入れが早期に行われるよう学級指導を行う。

4 児童生徒の取組

児童生徒自らが、いじめを受ける子どもの気持ちを考え、「いじめは絶対に許されない」という気持ちを持ち、学校生活、放課後、少年団活動、部活動等、あらゆる場面において、いじめを見て見ぬふりをする傍観者にならないよう教職員や保護者、各種窓口への相談を行う。傍観者に代わり、仲裁者（いじめを止めようとする人）、通報者（教師等へ相談する人）になることは重要であるが、それには強い意志と勇気が必要であり簡単なことではないため、命を守ることを最優先に考え、シェルター（いじめを受けている児童生徒の避難所・居場所）となれるよう努力する。

5 保護者の取組

保護者は、日頃から家庭において、児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の変化や不安な気持ちの兆候を読み取るように努める。家庭が児童生徒にとって安心・安全な居場所となるよう努めるとともに、味方であることを伝え、SOSを受け止める。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に相談できるように学校や各種相談窓口を確認する。また、いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを効果的に活用する。

【朝（登校前）】

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

【夕（下校後）】

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友だちの話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

【夜間（就寝後）】

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたたり、やぶれていたりする。

引用：「いじめのサイン発見シート」H26文部科学省

6 地域の取組

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を通じて学校と地域がいじめ問題の取組についての意見を交換し、さらなる連携を推進する。

学校外における見守り活動については、教育委員会、学校、警察等関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築した取組を実施する。通学途中での児童生徒たちへの見守り、声かけを行い、いじめの疑いを感じた場合には学校への連絡や通報をする。

7 いじめ防止にかかわる取組の点検と見直し

学校は、次に示すようないじめの未然防止・早期発見・適切な事案対処に係る取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検と見直しを図る。

- PDCAサイクルによる評価と検証
- いじめ基本方針の検証と見直し
- 学校いじめ対策組織の機能
- 相談体制
- いじめ防止にかかわる校内研修
- 教職員の意識、指導力、対応力
- 計画や取組の検証
- 保護者との連携
- ケース分析と検証
- いじめ防止の取組に係る学校評価等への位置付け

第3章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査・報告

重大事態が発生した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）」等を参考に、以下の事項も踏まえて適切に対応する。

（1）重大事態の定義

重大事態とは、法により次に掲げる場合を示す。

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」については、国の「いじめの防止等のための基本方針」では欠席（不登校）の定義を踏まえ、年間30日を目安としているが、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

欠席については、様々な要因が考えられるが、欠席のきっかけがいじめと考えられる場合には、その後の欠席理由がいじめか否かの判断が難しい場合であっても、年間30日を超えた場合には、重大事態ととらえて、対応を検討する。また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態（欠席に限らず）に至ったという申し立てがあったときは、たとえ、「いじめの事実はない」、「重大事態に至っていない」と学校が考えた場合であっても、結論は出さずに、重大事態ととらえて、対応を検討する。

学校いじめ対策組織又は教育委員会は、重大事態の定義を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で、重大事態かどうかを判断する。

（2）学校による基本調査の実施

学校は、重大事態が発生した可能性があるときは、直ちに教育委員会に報告するとともに、学校いじめ対策組織を中心として、基本調査（全教職員の聞き取り、指導記録の確認のほか、必要に応じて児童生徒、保護者からの聞き取り、その他必要な調査）を迅速に実施する。

教育委員会は、学校が、基本調査を適正に実施するため、必要に応じて、調査方法等に関して指導・助言を行う。なお、重大事態の関係者（児童生徒、保護者）の意向を踏まえ、教育委員会が基本調査を直接実施することも検討するほか、基本調査を実施せずに、「室蘭市いじめ防止対策審議会」による詳細調査を実施することも検討する。

（３）重大事態の報告

学校は、基本調査を実施したときは、その結果を教育委員会に報告する。教育委員会は、学校から基本調査の報告を受けたとき、又は自ら基本調査を実施したときは、その内容を市長に報告するとともに、その他必要に応じて北海道教育委員会に報告する。

（４）重大事態の詳細調査の実施

学校又は教育委員会による基本調査の内容を精査し、さらに専門的な詳細調査を実施する必要があると判断した際には、教育委員会の附属機関である「室蘭市いじめ防止対策審議会」に、詳細調査の実施を諮問する。

詳細調査に移行する（基本調査を実施せずに詳細調査を実施する場合を含む。）に当たっては、重大事態の関係者（児童生徒、保護者）に対して、調査の趣旨や方法、調査組織の構成、調査に必要な期間、入手した資料の取扱い、説明の在り方について説明するとともに、詳細調査の実施に際しては、重大事態の関係者（児童生徒、保護者）の意向を踏まえて、その実施の可否も含めて判断する。

（５）室蘭市いじめ防止対策審議会の組織

詳細調査を実施する「室蘭市いじめ防止対策審議会」の構成については、市内学校と利害関係のない者を委嘱するよう努めているが、重大事態の関係者（児童生徒、保護者）と関係がある場合には、その者を詳細調査から除外するものとし、重大事態の事案により、さらに第三者を追加して調査審議することが適当と判断される場合、詳細調査を実施する。

（６）詳細調査（事実関係を明確にするための調査）の実施方法

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

① 被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合

被害児童生徒からの丁寧に聴き取るとともに、周囲の児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、個別の事案が広く明らかになることで被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮が必要である。調査による事実関係の確認とともに、加害児童生徒への指導を行い、いじめを止めさせる。被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取しながら状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

② 被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査が考えられる。

(7) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、設置者の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

(8) 留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、加害児童生徒について出席停止措置の活用や、加害児童生徒又は被害児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、被害児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討するとともに、調査の進捗状況に関わらず、双方の児童生徒の心身の状態や学習の保障についても十分に配慮する。

(9) 調査結果の提供及び報告、公表

① 被害児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、被害児童生徒及びその保護者に対して、以下のタイミングと内容で説明を行うものとする。

- 調査前・・・予定している調査内容やその方法について
- 調査中・・・調査の進捗状況について
- 調査後・・・明らかになった事実関係について

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

なお、法第28条第2項において「学校の設置者又は学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定されており、法律上の義務であり必ず行う必要がある。

② 加害児童生徒及びその保護者への情報提供

加害児童生徒及びその保護者に対する情報提供については、被害児童生徒及びその保護者への説明方針に沿って、被害児童生徒やその保護者の同意を得た上で、実施するものとする。また、学校は、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるよう努める。

③ 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会から（学校が調査主体となったものは、学校から教育委員会に報告し教育委員会を通じて）市長に報告する。その際に、市長と教育委員会による総合教育会議において、議題として取り扱うことを原則とする。この場合においては、プライバシー及び個人情報保護に配慮するものとする。

④ 調査結果の公表

調査結果の公表については、事案の内容や重大性、被害児童生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、その実施について判断するものとする。

調査結果を公表する場合は、公表方法、内容を被害児童生徒及びその保護者と確認を行うものとする。なお、詳細調査を実施した「いじめ防止対策審議会」の構成員の氏名については、今後の調査への影響等を考慮して、原則公表しないものとする。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査の実施

教育委員会から重大事態に係る報告を受けた市長は、当該報告への対処又は同種の事態発生防止のため必要があると認めるときは、調査を行うものである。なお、再調査を実施したときは、法第30条第3項に基づき、その結果を議会に報告する義務があるため、再調査を実施する前に、被害児童生徒及びその保護者に、その旨を説明するものとする。

その再調査は、(2)のいじめ調査委員会で実施するものとする。再調査の実施に当たっては、上記1の重大事態の発生と調査・報告の(4)重大事態の詳細調査の実施等、(6)詳細調査(事実関係を明確にするための調査)の実施方法等に準じて、進めるものとする。

(2) いじめ調査委員会の組織

再調査を実施する場合には、非常設の組織として「いじめ調査委員会」を設置するものであるが、その委員については、詳細調査を実施した「いじめ防止対策審議会」の委員と重複せずに、調査事案ごとに利害関係のない者を委嘱するものである。

また、重大事態の事案により、さらに第三者を追加して調査審議することが適当と判断される場合、又は重大事態の関係者(児童生徒、保護者)が特に希望する場合には、臨時委員を委嘱して、再調査を実施する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査の結果を市議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する。

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講じる。なお、調査結果の公表については、詳細調査に準じて判断するものとする。